



第2章 全体構想

2-1 将来都市像

(1) 都市づくりの目標像

本計画の上位計画である熊取町第4次総合計画では、10年後に熊取町が目指す町の姿を「住みたい 住んでよかった ともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」と掲げ、まちの将来像や施策の大綱を以下のとおり設定しています。

本計画では、これらを達成し、めざすべきまちづくりをより明確にするため、都市づくりの目標像を設定します。

熊取町第4次総合計画

まちの将来像

住みたい 住んでよかった
ともにつくる
“やすらぎ” と “ほほえみ”
のまち

～将来像の実現に向けた施策の大綱～

- ① 一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまちをめざします
- ② まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまちをめざします
- ③ だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまちをめざします
- ④ 住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちをめざします
- ⑤ 健全で安定した持続可能なまちをめざします

都市づくりの目標像（目指すべき都市の将来像）

いつまでも住み続けたい自然豊かで活力のあるまち
～コンパクトな中に、くらしの質を高める まちづくり～

総合計画の将来像である「住みたい 住んでよかった ともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」、大阪府が定める南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における土地利用の将来像である「にぎわい・活力ある大阪、みどり豊かで美しい大阪、安全安心な大阪」との整合を図るため、「住み続けたい」「活力あるまち」「自然豊かである」をキーワードとしています。

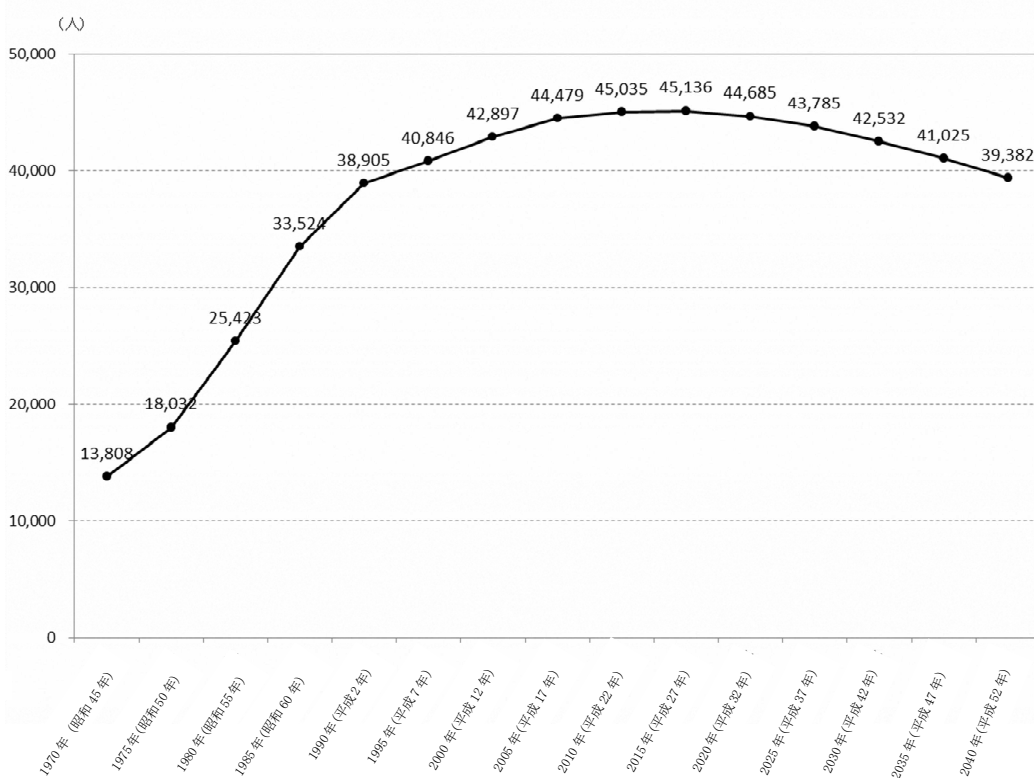
また、サブコンセプトとして、総合計画にもある、まち全体をコンパクトなまちとして発展させて、高齢化をはじめとする住民のライフスタイルの変化等に対応すべく、適切な土地利用の誘導や計画的な公共施設の整備などにより、住民生活の質を高めていくことを目標としています。

(2) 将来人口

第4次総合計画は、2018年（平成30年）を基準年次とし、2027年（平成39年）を目標年次としています。また、熊取町人口ビジョンの将来展望をもとに、目標年次となる10年後〔2027年（平成39年）〕の人口を43,000人程度と想定します。



■熊取町の人口推移と将来人口推計値

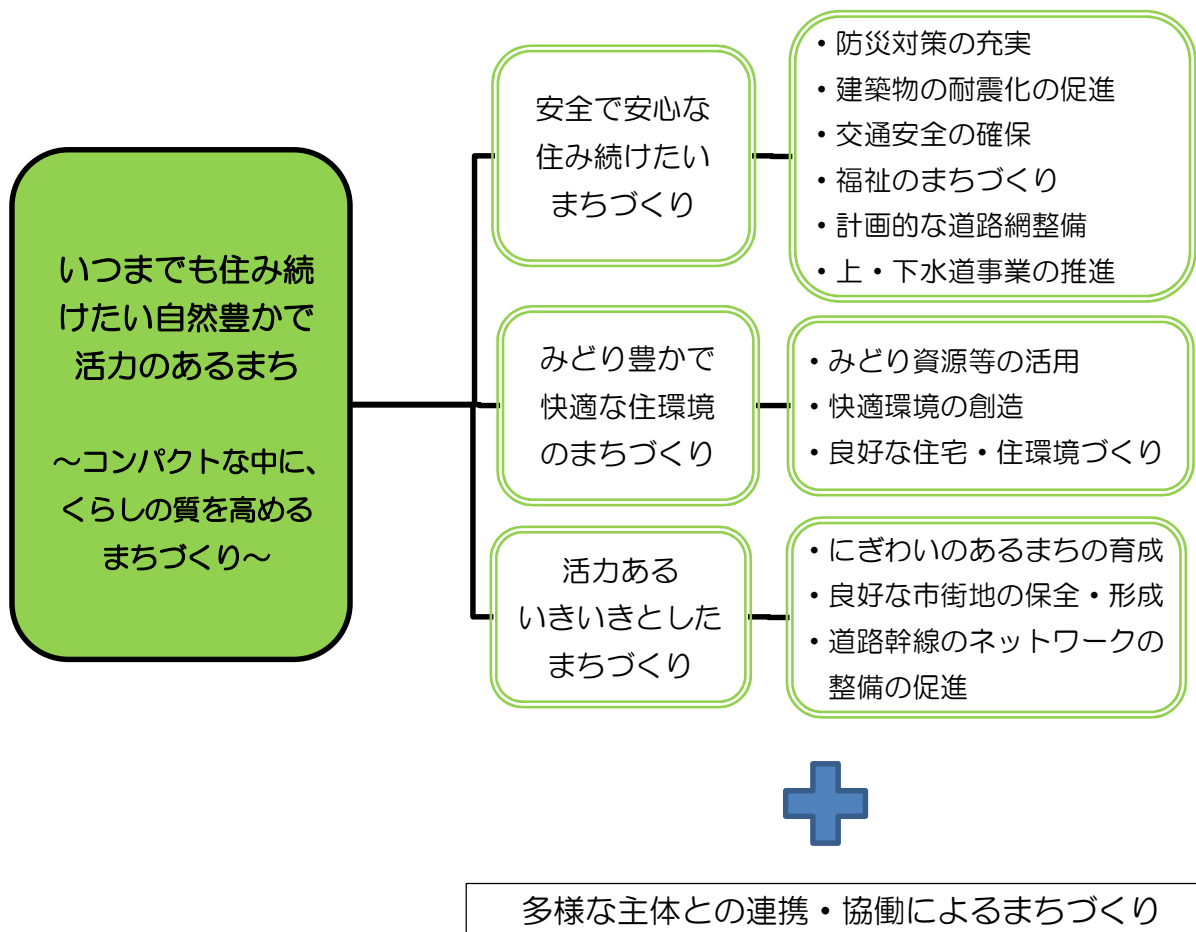


資料：2010年（平成22年）までは国勢調査。2015年（平成27年）以降は国立社会保障・人口問題研究所推計〔2013年（平成25年）3月推計〕

(3) 都市づくりの基本方針

都市計画マスタープランでは、上位計画や社会情勢、本町の特性、都市づくりの目標像などを踏まえて、都市づくりの目標の達成に向けて取り組むべき都市づくりの方向性・基本方針を以下のように設定し、住民と行政の「協働」によるまちづくりの推進に取り組みます。

■都市形成の基本方針（目標の達成に向けて取り組むべき基本方針）



安全で安心な住み続けたいまちづくり

防災対策の充実

住民との協働による安全・安心なまちづくりをめざし、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自然災害や都市災害等に適切に対応できるよう、防災施設や防災ネットワークなどの整備を進めます。

建築物の耐震化の促進

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めます。

交通安全の確保

歩行者などの安全な通行の確保や美観の保持などの道路環境の整備を行うとともに、地域ぐるみで交通安全対策を展開していきます。また、駅前における放置自転車・バイクなどの放置防止に努めます。

福祉のまちづくり

既存の公共施設及び新設の道路・公共建築物について、バリアフリー新法に対応した必要な整備、改修を進め、すべての人が円滑に移動でき、社会参加がしやすい福祉のまちづくりを全町的に進めます。

計画的な道路整備

「道路整備計画」に基づき、町内ネットワーク形成に向け、地域幹線道路、生活道路の計画的な整備を進めるとともに、全ての人々が安全で安心して通行できるように、道路の整備・維持管理に努めます。

上・下水道事業の推進

将来にわたり安全で安心な水道水の提供、ならびに公共用水域の保全や快適な都市生活に不可欠な公共下水道の普及について、計画的かつ効率的に事業推進するとともに、上下水道施設の適切な維持管理に努めます。

みどり豊かで快適な住環境のまちづくり

みどり資源等の活用

奥山雨山自然公園をはじめ、市街地の都市公園、緑地については、やすらぎのある施設整備と維持管理を進めていくとともに、河川については、治水対策としての維持管理に努めるほか、公園やため池など豊かな緑地や水辺環境を活用し、みどりのネットワークづくりを進めます。

快適環境の創造

環境保全に対する住民意識の向上を図り、環境美化活動などを積極的に推進するとともに、みどり豊かな自然環境などの景観資源と調和した良好な都市景観の形成に努めるなど、快適環境を創造していきます。

良好な住宅・住環境づくり

各地区の特性を踏まえた住宅・住環境の形成を図るほか、町営住宅の適正な管理運営に努めます。

活力あるいきいきとしたまちづくり

いきいきとしたまちの育成

本町の特性である関西国際空港への近接性や、高度学術研究機能の集積、豊かな自然や歴史文化遺産などを積極的に活用し、観光客の誘致促進など多くの訪問者を迎えることにより、交流人口の増大によりいきいきとしたまちをめざします。

熊取駅周辺のにぎわいづくり

JR熊取駅は、町内で唯一の鉄道駅で、かつ町の主要な玄関口であり、良好な景観形成の誘導を引き続き行うとともに、駅西地区では、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備を進めるなど、生活に便利で快適な駅前地区を創造します。

道路幹線ネットワークの整備の促進

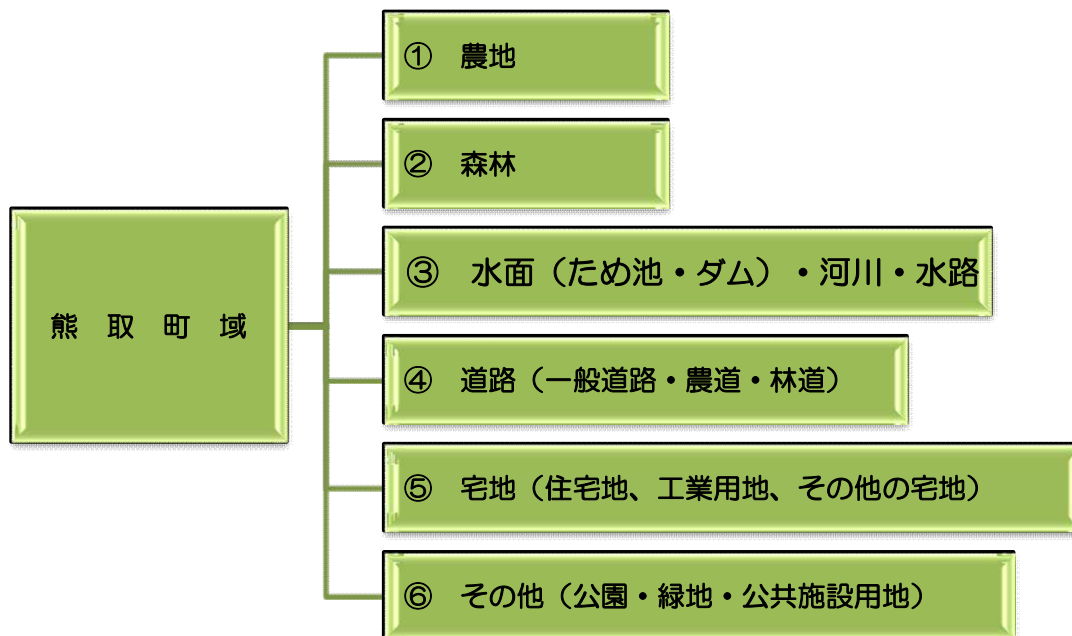
様々な産業・経済活動に伴う物流拠点をもつための隣接市域との広域道路幹線ネットワークの整備などに努めます。

(4) 国土利用の方針

1) 基本的な考え方

- 国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とするものです。
- 本町では、国が作成する「全国の区域について定める計画（全国計画）」及び大阪府が作成する「都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）」に準じて、本町域における総合的な土地利用の方針を具体的に示すものとして、以下のとおり定めています。

土地利用の体系図



① 農地

市街化区域内の農地については、市街化を促進すべき農地と、無秩序な市街化や災害の防止などのために保全する農地の区分の明確化について検討します。そのうち、市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、面的整備事業などの導入などを検討し、都市基盤施設の整った市街地形成を図ります。

農道、水路などの生産基盤の整備を進めるほか、新規就農の促進を図りつつ、遊休農地の再利用に向けた、耕作者への働きかけや貸借などによる担い手への農地の利用集積に努めます。



② 森林

森林については、防災対策、水源のかん養、地域環境の保全などの多面的機能を有しており、適切な保全が必要です。また、NPO などとの協働による住民参加型の森づくりを推進するとともに、自然や緑とふれあうことにより、やすらぎや憩いが得られる空間づくりを進めます。



③ 水面、河川、水路

水面（ため池・ダム）については、農業用水の安定確保、災害に強い安全なまちづくりの推進、および親水機能などの充実のため、計画的な維持管理・改修を進めるとともに、住民等による管理体制づくりについて検討します。

河川については、安全性の確保、治水機能などの向上のため、その改修・整備を促進します。また、河川は、自然的景観とアメニティ空間を構成する骨格であり、自然や歴史的環境、親水機能の充実などに配慮した改修に努めます。

水路については、農地の利用状況や周辺環境を考慮し、農業用水路としての改修・整備に努めます。



④ 道路

「一般道路」については、防災空間の整備、交通渋滞の解消などのため、広域幹線道路の整備に向けた要望を行うとともに、地域幹線道路、生活道路については町内外のネットワークとしての整備に努めます。また、全ての人が安全で安心して使える道としての整備に努めます。

「農道・林道」については、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るため自然環境の保全に配慮しつつ、整備に努めます。



⑤ 宅地

「住宅地」については、1965年（昭和40年）代後半からの大規模な宅地開発などにより、良好な低層住宅地が形成されています。今後も、この良好な住宅地の保全・形成を図るため、無秩序な市街地形成の防止及び都市施設の適正な維持管理を行います。また、新たな住宅地の開発については、計画的な土地利用を図るため、農林業などの土地利用との調整及び自然環境の保全、災害の防止などに十分に配慮し、良好な住環境の形成を図ります。

「工業用地」については、既成市街地の住・工混在地区では、適切な規制誘導を行うとともに、公害防止、住・工共存できる環境整備に努めます。

事務所・店舗などの「その他の宅地」については、熊取駅前地区や国道170号（大阪外環状線）沿道を中心に、商業業務施設の計画的な集積を図ります。



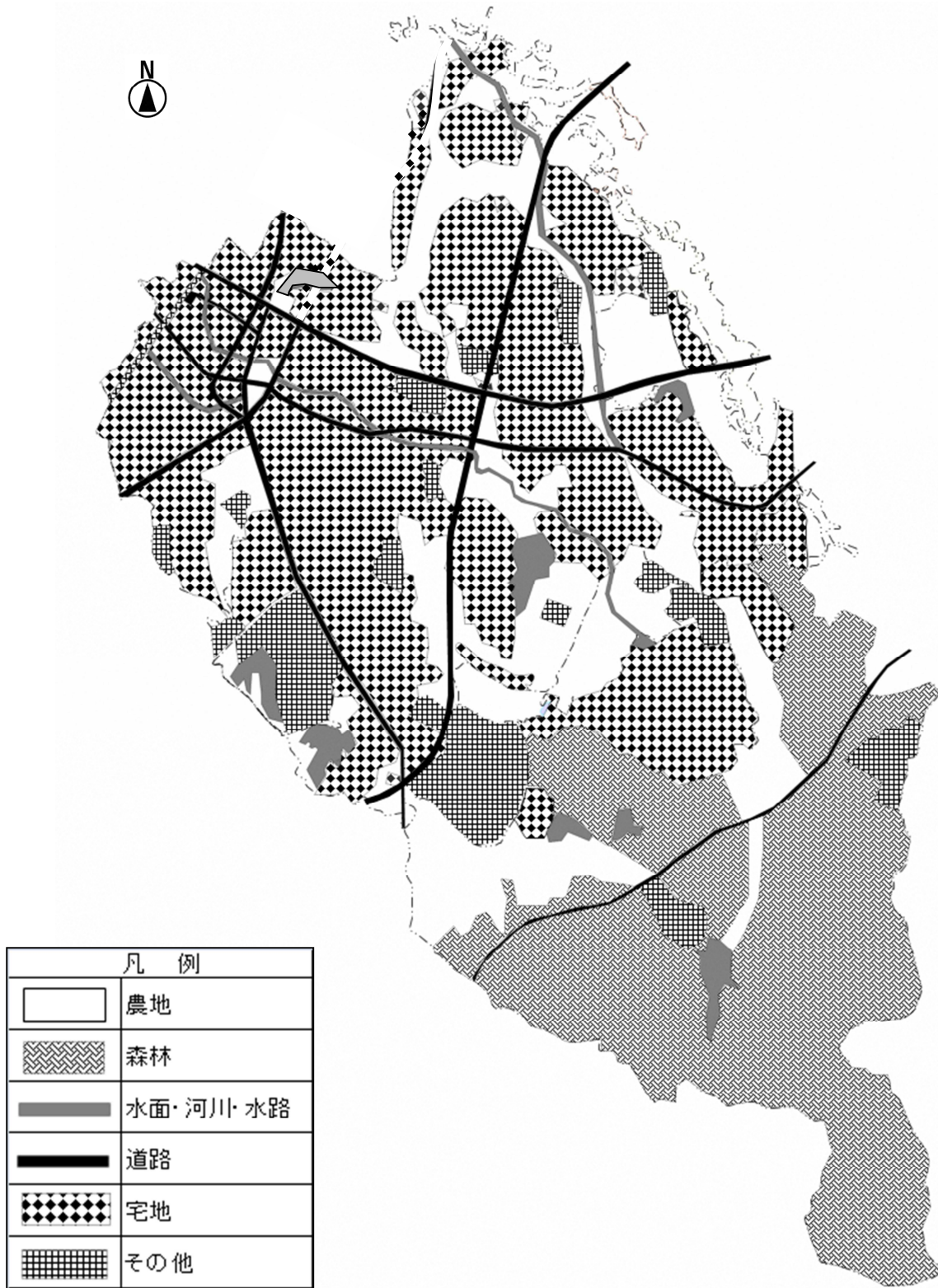
⑥ その他

公園・緑地については、レクリエーション・環境保全・景観・防災ならびにネットワーク形成の観点から、適正な配置に努めます。

教育施設などの公共公益施設用地については、今後の行政需要の多様化に対応しつつ、環境の保全、防災、周囲との調和に配慮し、適正な配置及び維持管理に努めます。



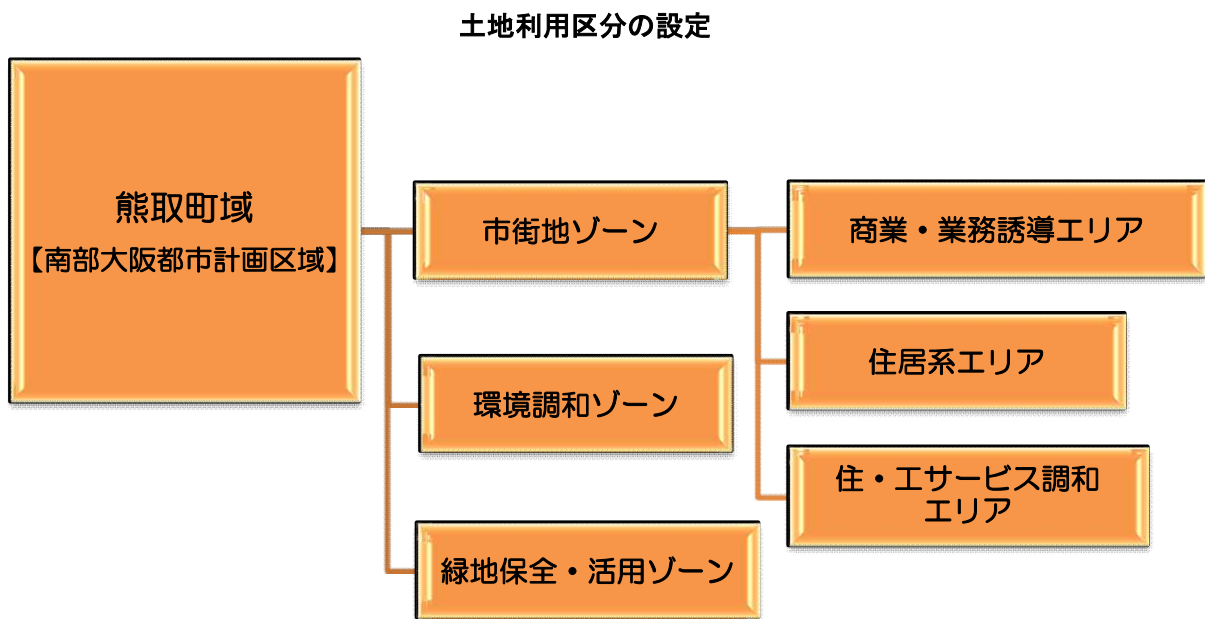
■国土利用に関する土地利用構想図



2-2 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

本町の土地利用は、第4次総合計画、都市計画法などの趣旨を踏まえ、良好な住環境を保全・形成するとともに、適正な都市機能の集積、土地の有効活用を促進するため、次のように土地利用区分を設定します。



1) 市街地ゾーン

①商業・業務誘導エリア

- ・ JR熊取駅前地区においては、周辺の住環境との調和を図りつつ、商業系用途として配置します。
- ・ また、丘陵部における住宅地の一部においては、周辺と調和を図りつつ、商業系用途として配置します。

②住居系エリア

- ・ 住居専用地域は、丘陵部の住宅地や大学用地など、良好な住環境の保全・形成が必要な区域に配置します。
- ・ 住居地域は、旧市街地や役場周辺など、各種都市機能と住環境との調和が必要な区域に配置します。

③住・エ・サービス調和エリア

- ・ 準住居地域は、国道170号〔(都)大阪外環状線〕沿道に配置し、広域幹線道路と一体となった沿道利用を図ります。

- ・ 準工業地域は、地場産業などの工業系施設と住居が混在する地域に配置し、工業用地の緑化促進や公害の監視などにより、住環境との調和を図ります。このうち、産業構造の変化等により工業系施設が減少した地区などは、住居を主体とした地域へと誘導を図るため、用途地域の変更等を検討します。
- ・ 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕や(都)泉州山手線の沿道は、道路整備とも連携を図りながら、広域幹線道路の沿道としての立地特性が活かされるよう、用途地域の変更を検討します。

2) 環境調和ゾーン

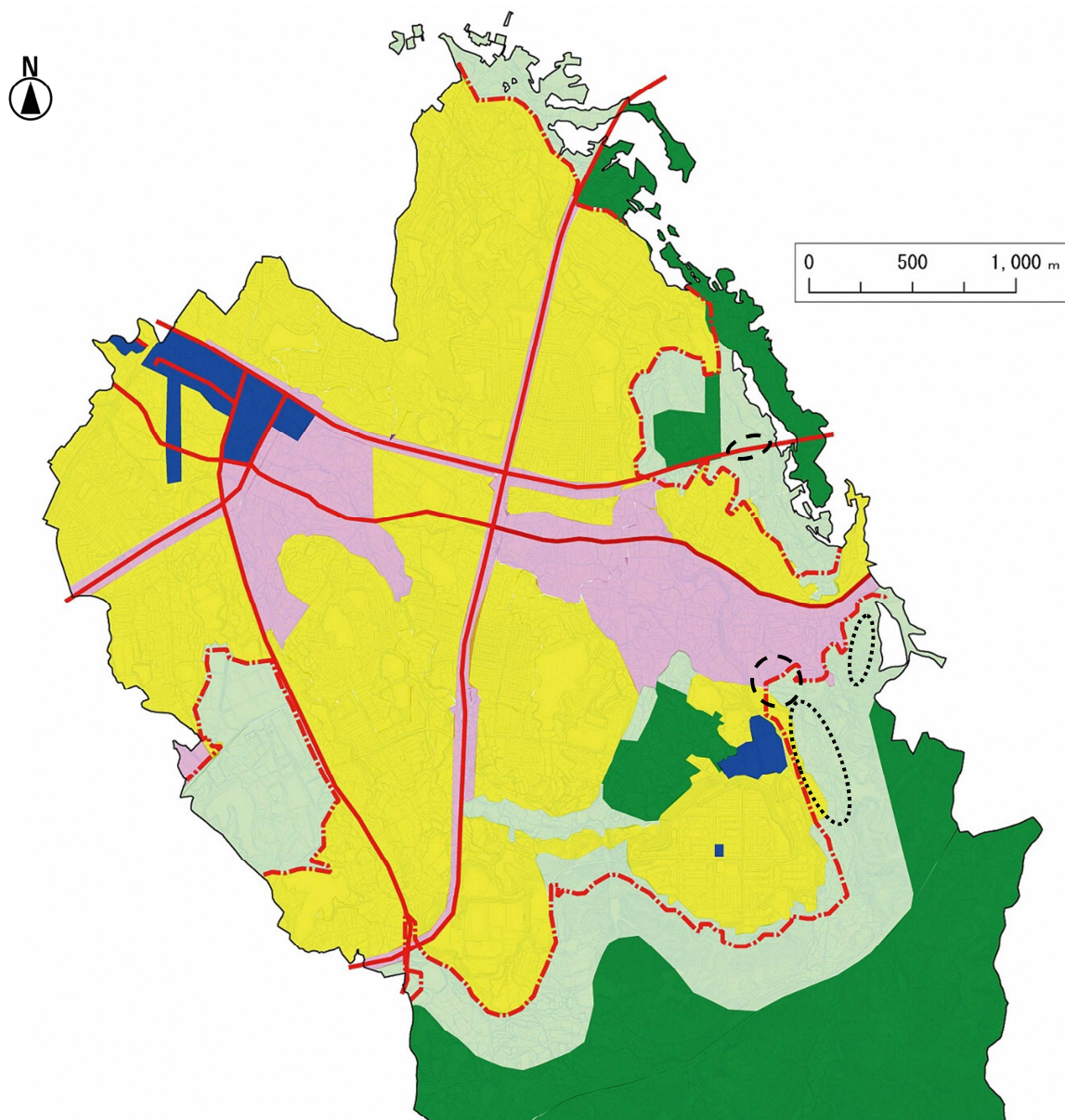
- ・ 環境調和ゾーンは、豊かな自然を有する緑地保全・活用ゾーンと現行の市街化区域との境界部に配置し、農地や緑地の保全に努めるとともに、開発については、町のまちづくりに寄与するものに限定することとし、あわせて公園緑地の整備、緑地協定の活用、市街地の一体化に資する方策を検討し、隣接する2つのゾーンと調和する都市基盤整備の整ったみどり豊かな市街地形成を誘導します。
- ・ このゾーンのうち、市街化区域に隣接し、区域全体が市街化区域から概ね100m以内にある0.5ha以上の開発行為については、上記の土地利用の考え方にそって、周辺環境との親和性、定住魅力のある良好な住環境の形成など、本町がめざすまちづくりに対する影響の有無、さらに本町が行う事業への支障の有無など、その適否について検討します。また、開発区域に対して地区計画を策定するなど、規制・誘導手法についても検討します。ただし、市街化を検討できる区域については、市街化区域から概ね350mとします。
- ・ 国道170号〔(都)大阪外環状線〕及び主要町道の沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

3) 緑地保全・活用ゾーン










- ・ このゾーンは、市街地の後背に展開する森林や農地を活かして、自然と共生する町域形成を図るうえで中心となるゾーンであり、奥山雨山自然公園や永楽ダム周辺は桜の観賞や散策に広域圏から多くの人々が訪れるなど、広域的にも親しまれているゾーンです。

したがって、このゾーンは、森林や農地を保全するとともに、豊かな自然の中で多様なレクリエーション活動等が行えるよう、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場などの諸施設の充実を図ります。

■土地利用方針図



凡 例

-  住居系エリア
-  商業・業務誘導地区（市街地ゾーン）
-  住・工・サービス調和地区（市街地ゾーン）
-  環境調和ゾーン
-  緑地保全・活用ゾーン
-  市街化区域境界線
-  都市計画道路
-  市街化を検討できる区域
-  土地利用を検討する区域

(2) 道路交通の整備方針

1) 道路の段階構成と整備方針

本町では、次のような道路の段階構成を定めて、各々の役割に応じた整備を図ります。

①国土幹線道路

- ・ 自動車専用道路の阪和自動車道を位置づけます。
- ・ 阪和自動車道は、広域的な産業や交流活動に伴う高速移動を受け持つとともに、震災等の大規模な災害発生時における救援救助活動を支える骨格ともなることから、機能の維持保全を関係機関に要望します。

②広域幹線道路

- ・ 広域幹線道路は、国道170号〔(都)大阪外環状線〕、主要地方道大阪和泉泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕、(都)泉州山手線、主要地方道泉佐野打田線を位置づけます。
- ・ これらの広域幹線道路は、本町と広域圏を結び、町域の骨格を形成し、防災時での緊急輸送ルートなど多様な機能をもつ重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた関係機関との協議を進めます。
- ・ 主要地方道大阪和泉泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕の早期完成及び国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化の早期事業化を大阪府に要望していきます。
また、(都)泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会(岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成)等による早期完成に向けた要望活動を推進していきます。

③地域幹線道路

- ・ 地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、地区内から発生する交通を適切に誘導し、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。
- ・ (都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路を泉佐野市と協働して整備することにより、熊取駅東西に交通量を分散し、熊取駅東交通広場の渋滞緩和を図ります。

④生活道路

- ・ 本町の旧市街地などは、歴史的な面影が残されている反面、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。
- ・ したがって、生活道路における各々の沿道条件を勘案し、幹線道路と連携を図りながら、地域の特性を生かせるよう地域の意向を踏まえ、既存道路の整備を計画的に進めます。
また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

2) 交通の整備方針

①公共交通環境の充実

- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関は、今後、高齢化がますます進展する中で、日常生活の移動手段として重要な役割を担うことが予想されることから、地域の実情、要望等について関係機関に働きかけるほか、低床バスの導入についても働きかけます。
- ・ 町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

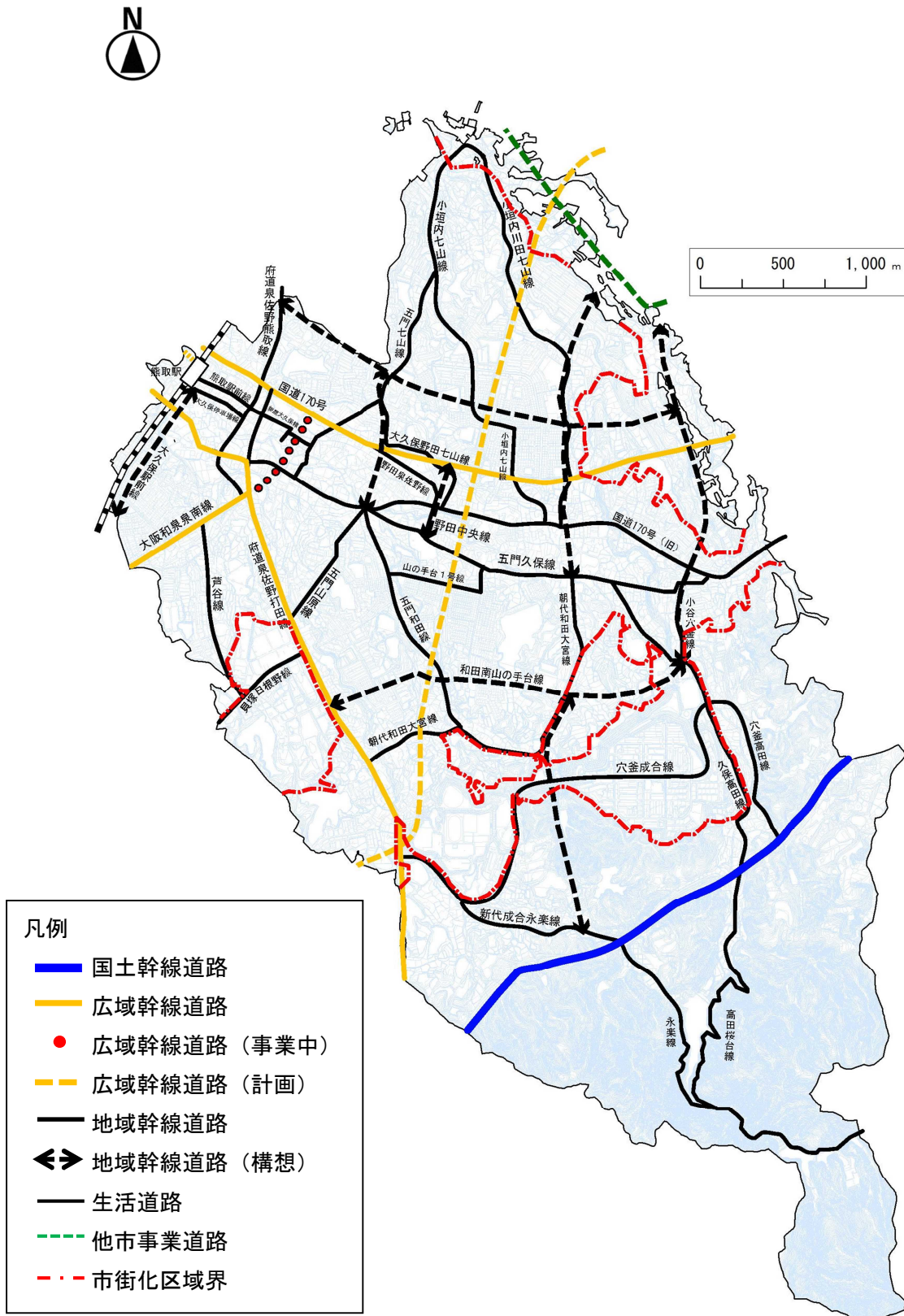
②交通安全の確保

- ・ 「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。
- ・ 交通安全教室や安全運転講習会、街頭啓発の実施などを通じて交通安全意識向上の啓発を行うとともに、警察・自治会などと連携し、迷惑駐車の前放などマナーの向上を図ります。
- ・ 地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。
- ・ 高齢者の運転免許自主返納者を対象とした高齢者運転免許自主返納支援を実施し、高齢者による交通事故の減少に努めます。
- ・ 放置自転車等の防止に向けて、警察等関係機関との連携のもと、JR 阪和線熊取駅周辺を中心に効率的かつ効果的な街頭指導を進めるとともに、放置自転車等の強制的な移動・保管やリサイクル自転車としての再利用を引き続き行います。

3) 維持管理の推進

- ・ 道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 道路環境については、道路利用者のマナー向上を啓発するため、住民及び事業者との協働による保全活動を促進します。
- ・ 熊取駅東交通広場は、町の玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう、事業協力者と協働のもと、緑化や美化を重点的に進めます。
また、東西自由通路の適正な管理に努めます。

■道路網等整備方針図



(3) 公園、緑地等の整備方針

「熊取町みどりの基本計画」に基づき、公園・緑地の総合的な整備や、緑化施策を推進します。また、「熊取町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的・効率的な公園施設の改築、更新、バリアフリー化を推進します。

1) 都市公園等の整備方針

①街区公園

- ・ 既存の街区公園により量的な充足が図られているが、その誘致圏に属さない地域については、新たな住宅開発などによる充足と、既存施設の活用などによる充足を図ります。
- ・ 既存公園は、少子高齢化の進行などによる利用者の変化などニーズにあった公園、やすらぎのある公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討します。また、改修を行う場合にはスロープの整備などユニバーサルデザイン化に努めます。
- ・ 公園施設の定期的な点検と長寿命化計画による更新や補修に努めるとともに、地域に親しまれる、利用される公園をめざして、住民との協働による維持管理の方策を検討しながら、地域コミュニティの場としての活用を図ります。

②近隣公園

- ・ ため池、運動広場などの活用を図り、日常的なスポーツ活動や、都市景観形成、配置バランスなどに配慮して個性ある公園として整備に努めます。
- ・ 長池オアシス公園においては、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき改修に努めます。

③地区公園

- ・ 奥山雨山自然公園においては、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき改修に努めます。
- ・ 永楽ゆめの森公園については、指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上と経費の節減を図ります。

④総合公園・運動公園

- ・ 町民グラウンド、ひまわりドーム周辺については、総合公園・運動公園としての機能充実及び位置づけを検討します。

⑤その他

- ・ 永楽ダム周辺の永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場、土丸・雨山城跡との一体的な保全・活用策を検討します。

2) 緑地等の整備方針

①自然緑地拠点の活用

- ・ 自然保護活動を行うボランティアを育成・支援するとともに、奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園や野外活動ふれあい広場等を活用しながら、NPOなどとの協働により、住民の憩いや自然とのふれあい、環境学習の機会づくりを推進します。
- ・ また、森林資源については、湧水や防災対策、水源のかん養などの多面的機能を発揮させながら、適切に保全していくとともに、NPOなどとの協働による住民参加型の森づくりを推進します。

②みどりの拠点づくり

- ・ JR熊取駅周辺、煉瓦館周辺、熊取図書館周辺、和田山周辺及び奥山雨山自然公園周辺については、今後も重点的に良好な景観形成に配慮しながら、やすらぎや憩いが得られるよう、みどりの空間づくりを進めていくとともに、各重点区域を結ぶネットワークについても、可能な限り緑化を推進していきます。

③地域における緑化の推進

- ・ 住宅開発等における緑化の義務付けなど、みどりの回復を進めるとともに、住民による緑化活動への支援や緑にふれあえる機会を提供します。
- ・ 戸建て住宅地などについては、地区計画や建築協定、緑地協定制度の導入などにより、ブロック塀などを極力、設置しないように誘導し、生け垣の確保に努めます。
- ・ 新たな開発地等には、周辺環境との調和、みどり豊かな住環境の創出と保全を誘導するため、地区計画や建築協定、緑地協定制度などの導入を検討します。

④市街化区域内農地の多目的活用

- ・ 市街化区域内農地については、ゆとりある田園風景を保全するため、生産緑地地区の導入等を検討するなど、一団となった緑地の確保に努めます。
- ・ レクリエーション農業の実施により、地域住民の自然に親しむ機会の創出や健全なコミュニティ形成の推進に努めます。

(3) 遊歩道等の充実

- ・ 町の個性を活かした公園や、小中学校などの主要な公共公益施設を結ぶような道は、歩道の確保や道路の美装化をはじめ、サイン、ポケットパークの整備、沿道宅地の緑化などにより、道の機能の明確化と、歩行者が安全で快適に楽しく歩ける道として魅力の充実方策を検討します。
- ・ 河川沿いは、遊歩道や街区公園の重点的配置、河川沿い宅地の緑化などを検討し、河川が有する延焼遮断帯や野鳥や昆虫などの生息の場としての機能などの保全、充実に努めます。

特に、永楽ダム周辺については、散策道の整備など、自然とふれあう場の整備を推進します。

- ・ 住民の健康づくりのためのウォーキングの充実を図るため、各種ウォーキングコースの整備に努めます。

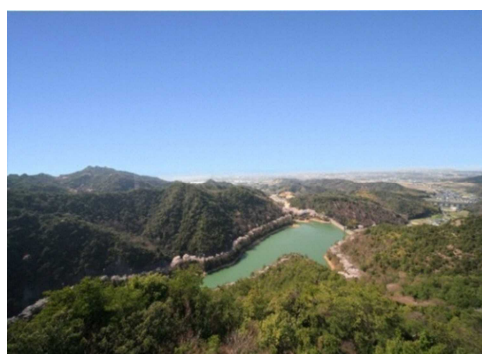
■長池オアシス公園



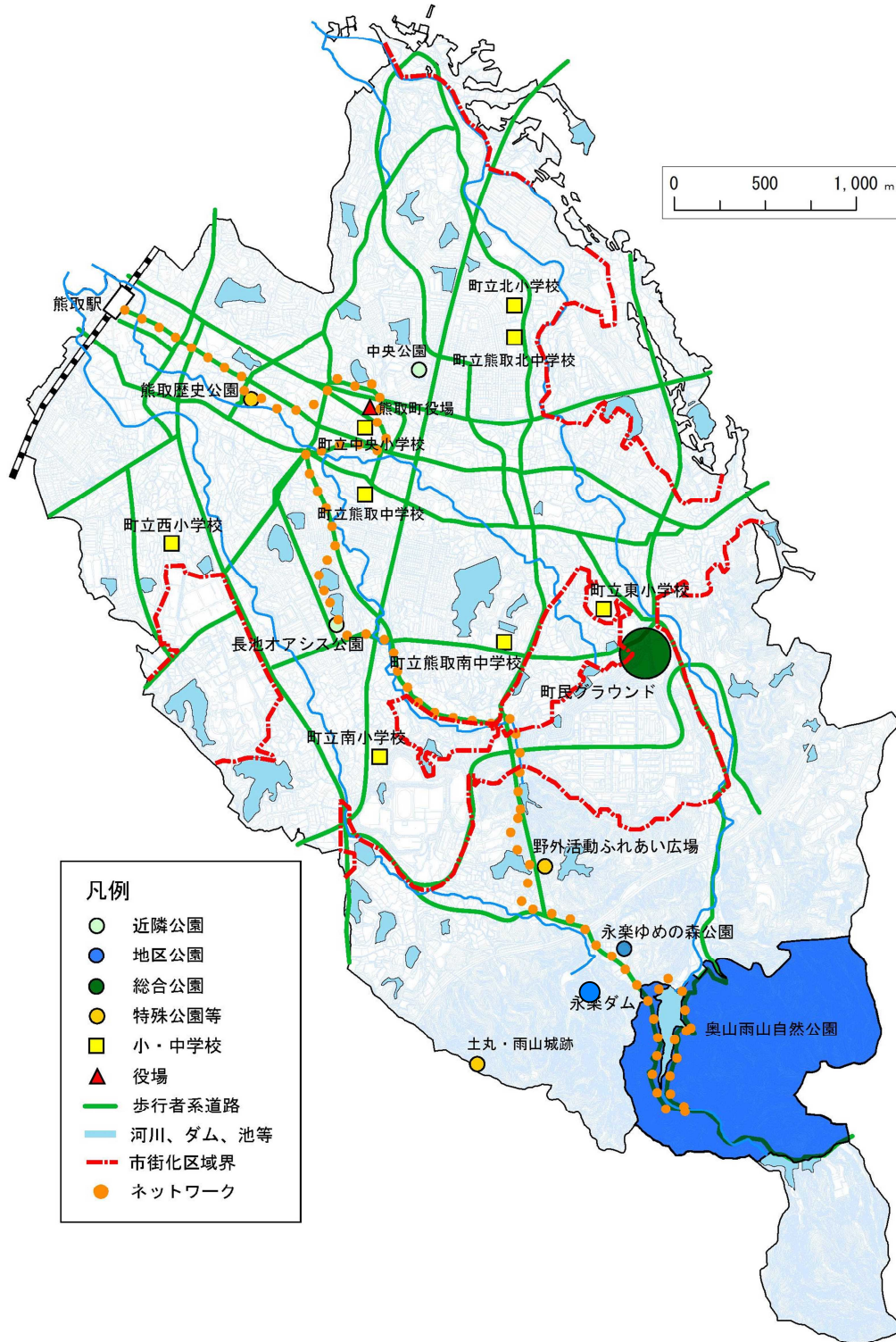
■中央公園



■奥山雨山自然公園



■公園・緑地等整備方針図



(4) 上・下水道の整備方針

1) 上水道の整備方針

- ・ 大規模災害時でも持続可能な水道を構築していくため、配水管や配水場等の水道施設の耐震化を推進します。
また、電気・機械設備の保守点検を計画的・効率的に行います。
- ・ 水道水の安全性を一層高め、安定的に供給していくため、水安全計画に基づいた水質管理体制の整備に努めます。
- ・ 府域一水道に向けた大阪広域水道企業団との統合について検討していきます。

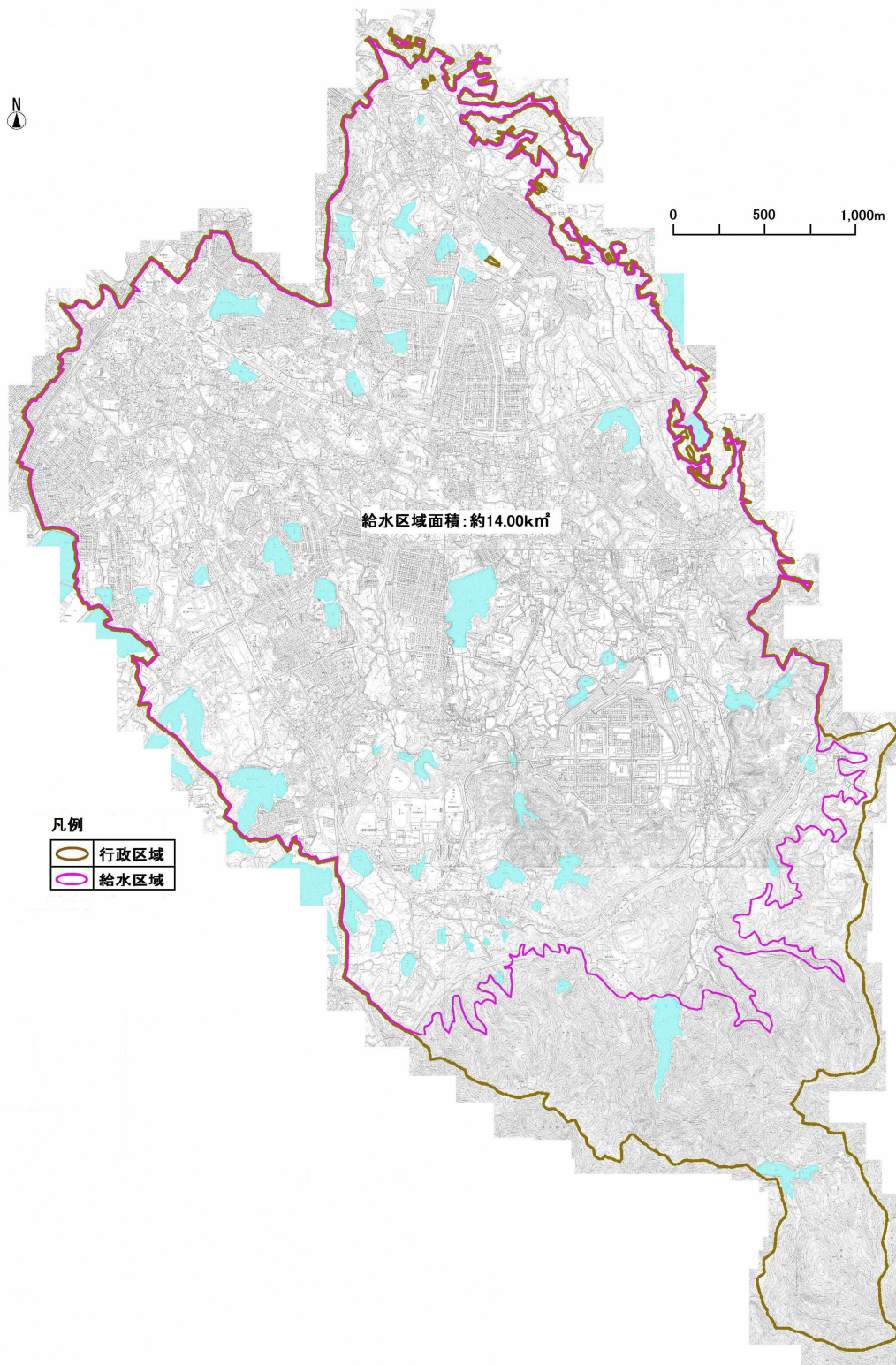
2) 下水道の整備方針

- ・ 本町では、南大阪湾岸中部流域関連公共下水道の流域下水道幹線が整備済みであり、今後とも、生活環境、生活利便の向上、河川の水質浄化等のため、未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めるとともに、水洗化率の向上に向けた支援及び啓発活動を継続します。
- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、施設の点検調査業務を実施するとともに、適切な維持管理に努めます。
- ・ 整備や維持管理にあたって、効果的な財源の確保・運用を図りながら、人口減少等、中長期的な社会動向を踏まえた、将来にわたって継続可能な計画策定を行います。

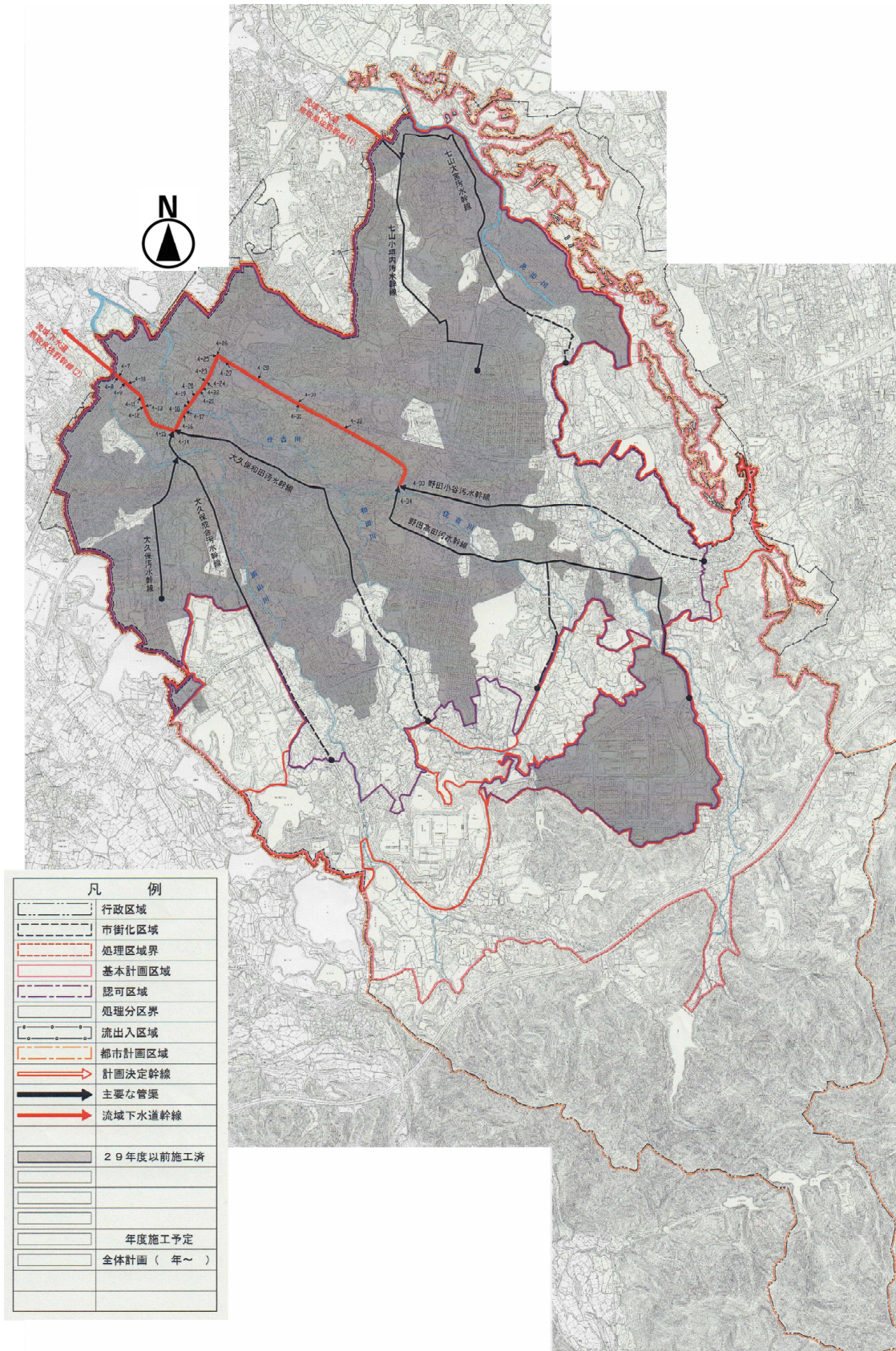
■南海受水・配水場（熊取町水道事業）



■給水区域図



■熊取町公共下水道計画図



(5) 河川、ため池等の整備方針

1) 河川の整備方針

- ・ 2級河川住吉川の熊取町内の改修について、ため池等による流出抑制も併行して、今後とも大阪府に要望するとともに、地域の歴史や文化等の特性に配慮した整備内容となるよう協議を進め、また、河川堆積土砂の浚渫等が必要な区間についても整備を要望していきます。
- ・ 河川は、自然的景観とアメニティ空間を構成する骨格であり、河川周辺には農地や樹林地、歴史資源も残され、近年では市街地でもゲンジボタルの生息が確認されており、自然や歴史的環境などに配慮した改修に努めます。
- ・ 町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持・管理に努めます。
- ・ リフレッシュリバーくまとり推進会議を中心とした河川環境保全活動を促進します。

2) ため池の整備方針

- ・ 降雨量が比較的少ない本町において、先人達のたゆまぬ努力のうえにつくられたため池は、文化遺産でもあり、町域の個性ある自然的景観とアメニティ空間を構成する主要ポイントともなります。
- ・ 「ため池整備計画」を策定し、災害に強い安全なまちづくりの推進のため、対震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適切な維持管理に努めます。
- ・ 受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。
- ・ 奥山雨山自然公園の中心となる永楽ダムは、水源地や桜の名所として保全に努めます。

■永楽ダム周辺



(6) その他公共公益施設の整備方針

1) 教育施設の整備方針

①義務教育施設

- ・ 小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進めます。また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実を図ります。
- ・ 各小学校への空調設備の設置及び各小・中学校のトイレの洋式化を進め、教育環境の質的な改善を進めます。

②生涯学習・文化施設

- ・ 公民館・町民会館、煉瓦館、熊取図書館などの学習活動や文化活動の場となる公共施設については、多様な学習機会を創出し、住民の自主的な活動を支援するとともに、施設の適正な維持管理に努め、公民館・町民会館については、施設のあり方を検討したうえで、耐震化等の整備方針を定めます。

2) 保健福祉施設・社会福祉施設の整備方針

- ・ 熊取ふれあいセンターについては、定期的な保守点検を行い、適切な施設管理のために計画的な修繕に努めます。
- ・ 老人福祉センター及び老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的な維持管理に努めます。

3) 供給処理施設の整備方針

①環境センター

- ・ 環境センターについては、施設の適正な維持管理と長期維持補修計画に基づく改修により施設の延命化を図ると同時に、ごみ処理の広域化に向けた他市町との連携の協議を進めます。

②大原衛生公苑

- ・ 大原衛生公苑については、施設の適正な維持管理と改修により経費の節減に努めるとともに、広域化に向け他市町との協議を進め、都市計画施設である本施設の廃止についても併せて検討を進めます。

③斎場及び熊取永楽墓苑

- ・ 斎場は、施設の老朽化が進んでいるため、他市町との連携も考慮しながら斎場補修計画にもとづく計画的な維持補修・改修を行います。
- ・ 熊取永楽墓苑については、指定管理者による隣接施設との一体的かつ効率的な管理を行います。

(7) 市街地・住宅地整備の方針

健全な市街地形成を誘導するため、市街化区域内において次のように整備方針を定めます。

1) 市街地の整備方針

①町の玄関口にふさわしい熊取駅周辺地区の整備

- 町の玄関口にふさわしい熊取駅周辺の土地利用の活性化を図り、熊取駅西地区では、泉佐野市と協働して、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備を進めます。

また、「熊取駅西地区まちづくり協議会」の運営を支援しながら、駅西地区のうち近隣商業地域内の土地利用の検討を進めます。

②広域幹線道路の整備促進と沿道土地利用の誘導

- 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕(一部区間暫定2車線供用中)及び(都)泉州山手線の整備を促進し、国道170号〔(都)大阪外環状線〕との3路線による広域的な交通ネットワークが構築されることにより、本町の都市構造形成上も大きな役割を果たすとともに、交通量の分散による渋滞緩和などの効果が期待できます。

③市街化区域内農地の利用区分の検討

- 市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。
- 市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

④旧市街地での健全な市街地の形成

- 本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えていますが、地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

⑤既成市街地での適正な土地利用の誘導

- 既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

⑥魅力ある住環境の保全・形成

- ・ 宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。
- ・ 魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

⑦適正指導などの推進

- ・ 開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

⑧コンパクトシティの検討

- ・ 居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、住民生活の質を高めていきます。

2) 住宅地整備の方針

①住みたい、住み続けたいまちづくり

- ・ 子育てしやすいまち、教育のまちとしての強みを活かし、定住魅力ある、住みたい、住み続けたいまちづくりを進めます。

②高齢者・障がい者に配慮した住まい・まちづくり

- ・ 大阪府の「賃貸住宅供給促進計画」に基づき、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進について、関係機関と連携して取り組んでいきます。

③空き家・空き地対策

- ・ 空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する空き家バンク制度を創出します。
- ・ 適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」に基づき、所有者等に指導等を行い、適正な管理を促進します。

④町営住宅の活用

- ・ 住宅セーフティネットとしての役割を果たすため、町営住宅については、適切かつ効率的な管理運営に努め、建物の長寿命化を図っていきます。

(8) バリアフリーのまちづくりの方針

1) 福祉のまちづくりとの連携

- ・ 熊取ふれあいセンター、熊取図書館、ひまわりドーム、煉瓦館、町営住宅などは、大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物として整備・改修してきました。

- ・ その他の既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2) 居住のバリアフリー対策の推進

- ・ 介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。
- ・ 重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改造助成事業により改修費用の一部助成を行います。

(9) 景観まちづくりの方針

1) 良好な都市景観形成の促進

- ・ 奥山雨山自然公園をはじめとする豊かな自然環境や、計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全・活用しながら、事業協力者との協働により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

2) 市街地景観の創出

- ・ 住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

3) 拠点等における景観の創出

- ・ 都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。
- ・ 中家住宅から煉瓦館周辺地区については、歴史的景観に配慮しつつ、良好な景観形成を誘導します。
- ・ 町内で唯一の鉄道駅であるJR熊取駅は、町の主要な玄関口であり、事業協力者との協働のもと、町の玄関口として、にぎわいのある景観形成の誘導を引き続き行います。
- ・ 幹線道路においては、植樹帯の充実による緑化に努めるとともに、ウォーキングトレイル事業の導入を検討します。

4) 歴史文化が薫る景観の創出

- ・ 本町では、国の重要文化財の指定を受けている降井家書院、中家住宅、来迎寺本堂をはじめ、中林綿布工場跡地を活用した煉瓦館など、歴史資源が多く残されており、これらを十分に活用して個性ある景観形成を誘導します。

- ・ まちの情報拠点である熊取図書館については、幅広く地域が必要とする資料・情報を収集し、それらを効果的に提供・発信していくとともに、景観と一体となった住民の交流の場となるよう、施設管理の充実に努めます。

(10) 安全・安心なまちづくりの方針

1) 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

- ・ 住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②公共施設の整備

- ・ 道路は、災害時における地域緊急交通路、避難路等となるため、橋、歩道橋等の耐震対策と併せて、電柱の地中化等による危険要因の除去、緑化による延焼防止機能の向上など、道路環境の改善に努めます。
- ・ 河川は、河川堤防、河川構造物の点検結果に基づき、必要な改修を進めます。
- ・ ため池の耐震対策や農業用水路の改修などを計画的に進めます。
- ・ 2級河川の未改修区間、並びに普通河川見出川の砂防区間の改修については、引き続き大阪府に要望していきます。
- ・ 上下水道などのライフラインは、地震や水害等の被害を防ぐため施設の強化・保全を推進します。特に、上水道は、配水管や配水場等の水道施設の耐震化の実施に努めます。
下水道は、下水道施設の耐震対策指針に基づき、順次公共下水道整備を推進します。また、大規模な災害時に機能を維持・早期回復できるよう「下水道BCP」の運用や訓練の実施にも努めます。

③住宅の耐震化

- ・ 地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、2025年（平成37年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

「耐震改修促進計画」における耐震化率の現状と目標

年度	住宅	特定建築物（民間）	町有建築物
2015年(平成27年度)(現状)	85%	100%	93%
2025年(平成37年度)(目標)	90%	—	優先度を考慮

④防災体制の整備

- ・ 大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。
- ・ 複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。
- ・ 消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

⑤防災拠点の整備

- ・ 大阪府が指定する広域防災拠点、後方支援活動拠点との連携や、町域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、物資輸送拠点としての役割を果たす地域防災拠点の整備に努めます。

⑥避難場所等の整備

- ・ 広域避難場所（町民グラウンド周辺）、一時避難場所（各小学校のグラウンド、八幡池青少年広場、長池公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園）、福祉避難所（熊取ふれあいセンター）及び指定避難所（各小中学校の体育館）における安全確保のための整備に努めます。
- ・ 一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑦安全、安心のコミュニティづくり

- ・ 災害時に各種情報の伝達や状況集約を円滑に行えるよう、「おおさか防災ネット」をより積極的に活用するとともに、防災行政無線などの情報提供システムの整備や適切な管理運営に努めます。
- ・ 自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2) 防犯のまちづくり

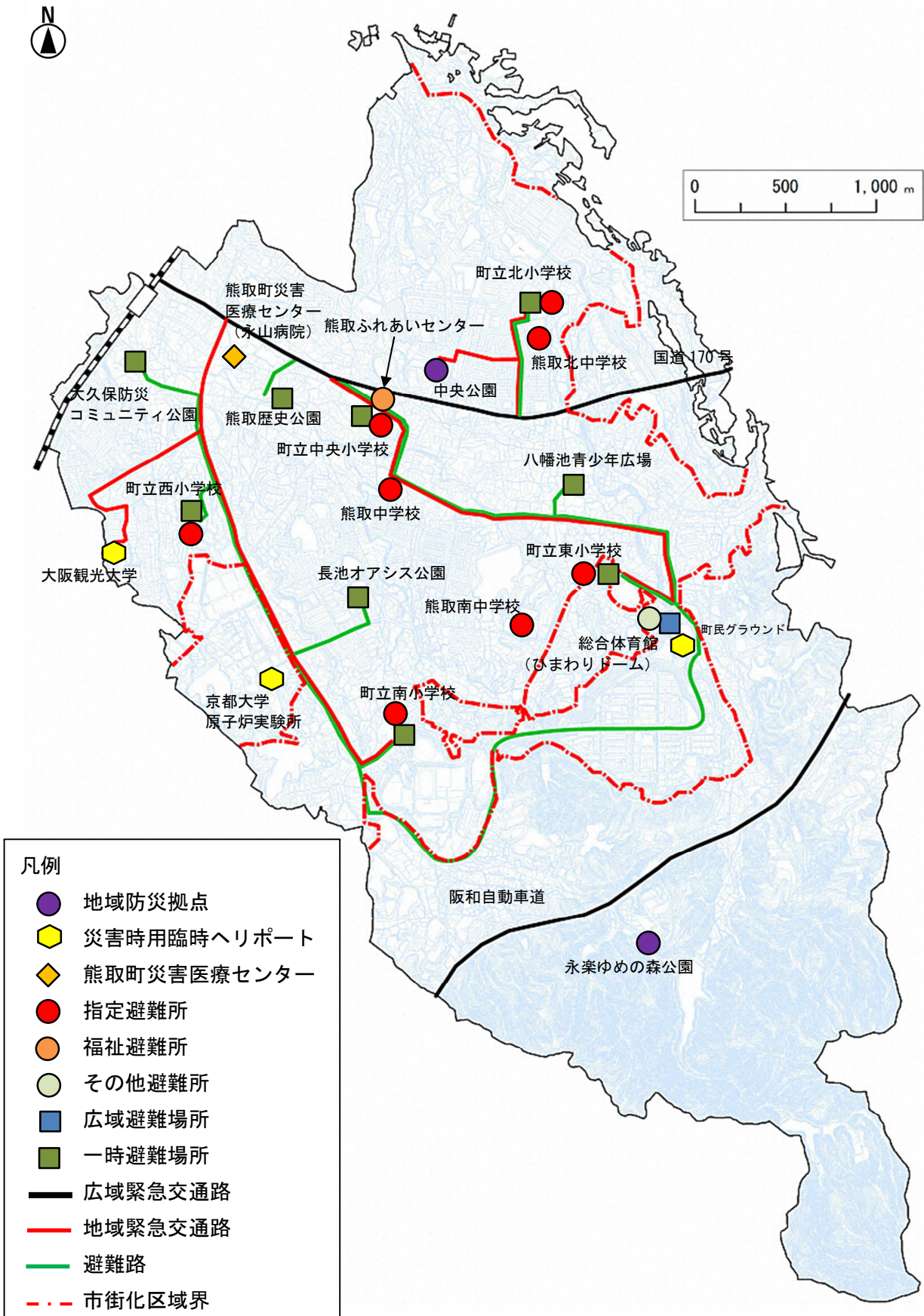
①防犯施設の整備

- ・ 自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。
- ・ 泉佐野警察署との連携を強化し、防犯カメラを適正に運用します。

②防犯活動の支援

- ・ 住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。
- ・ 熊取町安全パトロール隊（K S P）による青色防犯パトロールを引き続き実施します。

■防災関連施設位置図



(11) 環境のまちづくりの方針

1) 自然と共生できる市街地づくり

- ・ 本町では、和泉山脈に連なる森林、ため池、河川、農地などの緑地的環境が残され、ゲンジボタルの生息も確認されています。これらの自然を保全するとともに、河川、ため池、道路、公園等の整備と住民との協働によるソフト事業などを通じて、自然の生態系にも配慮した都市環境の創出を進めます。
- ・ 市街化区域内の農地は生産緑地制度の活用を検討します。

2) 生活環境の保全

- ・ 公害対策については、関係機関との連携による指導の強化など早期解決に努めるとともに、定期的な測定作業の実施など監視活動を進めます。
- ・ 空き地の雑草や犬のふん始末等他人に与える迷惑行為の周知・啓発を進めます。
- ・ 住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進することにより、住環境との調和を図ります。

3) 環境保全活動の促進

①協働による都市美化活動の普及

- ・ 多様な団体が協働して組織する地域の魅力づくりプロジェクト〈熊取〉推進協議会による美化・清掃活動などを実施のうえ魅力ある空間をつくることにより、JR熊取駅周辺の活性化を図ります。
- ・ 飼い主のいない猫対策に取り組みます。

②意識啓発と循環型社会の推進

- ・ 「聴く」だけでなく「参加型」のセミナー等の実施により、住民が主体的に参加しやすい環境学習の場づくりを進めるとともに、環境フェスティバル等の環境イベントで、地球温暖化防止等の啓発を行います。
- ・ 資源ごみの分別収集や地域ぐるみによるごみの再資源化収集により、再資源化を推進するとともに、環境センターにおいて、粗大ごみのリサイクル品提供事業により、“もったいない”意識の醸成を図り、リサイクルの啓発に取り組んでいます。

(12) 健康のまちづくりの方針

本町では、「学園文化都市」であるまちの特色を活かし、町内大学との連携を図りながら地域の担い手である住民が健康でいきいきと社会参加できるしくみづくりを支援し、地域の活性化を推進します。

(1) 健康のまちづくりの拠点づくり

- ・ 健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオ体操+（プラス）に取り組む場であるタピオステーション等、地域における健康づくり（介護予防）の取り組みを支援します。
- ・ 町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備に努めます。

(2) 健康まちづくり環境の整備

- ・ みどり豊かな自然を活かした緑道の整備検討や、奥山雨山ハイキングロードの活用など、ゆとりうるおいのある、歩きたくなる散策道の充実方策などを検討します。
- ・ （都）泉州山手線の整備促進にあわせて、自転車道を整備することを大阪府に要望していくとともに、広域幹線道路を中心とした町内サイクリングロードの構想を検討します。
- ・ 住民の健康づくりのためのウォーキングの普及啓発を図るため、住民健康づくりグループと連携し、「ものしり健康歩く路（みち）」などのウォーキングマップの作成を行います。

(3) 生涯スポーツの施設の適正な維持・管理

- ・ 各種スポーツイベント等の開催や地域コミュニティにおける身近な運動・スポーツ等、だれもが日常的に楽しむことのできる生涯スポーツ環境の形成に努めます。
- ・ 全国規模のスポーツ大会の継続的な開催等、スポーツを観る機会の充実を図り、ひまわりドームをはじめとした各種スポーツ施設・設備の適正な維持・管理に努めます。

■スポーツ・健康の拠点 ひまわりドーム



(13) 産業・交流のまちづくりの方針

1) 商工業・サービス業の推進

- ・ 町の基幹施設等を結ぶ国道170号〔(都)大阪外環状線〕及び主要町道等の沿道地区にふさわしい産業関連施設の立地誘導を図り、また、道路等の拡幅・整備を伴う移動利便性の向上を検討します。

2) 観光・交流の推進

- ・ 既存の観光資源を活かしたイベント等を通じて、認知度を高め、交流人口の増加を図るため、本町の自然や文化等、地域資源の魅力を発掘・発信します。
- ・ 宿泊施設を確保することにより観光振興・にぎわいと雇用機会を創出し、経済の活性化及び住民福祉の向上に資することを目的に制定された「宿泊施設誘致条例」に基づき、2020年(平成32年)3月を期限として宿泊施設誘致の取り組みを進めます。

(14) 住民協働、住民参画のまちづくりの方針

1) コミュニティ活動の支援

- ・ 協働事業制度等の充実を図ることで、自治会、地域コミュニティの活動を支援していきます。
- ・ 住民活動団体やNPOの立ち上げ時の相談を含め、活動の支援に努めます。

2) コミュニティ意識の高揚

- ・ 安心、安全なまちづくりなどを通じて、ご近所とのつながりや関心を高め、コミュニティ意識の高揚を図っていきます。

■だんじり祭り



■まち並み



